

香川県広域水道企業団条例第8号

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="145 475 660 507">（企業長等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p data-bbox="145 515 291 547">第2条 略</p> <p data-bbox="174 667 1097 810">（1） 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p data-bbox="174 818 369 850">（2）・（3） 略</p>	<p data-bbox="1176 475 1646 507">（企業長等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p data-bbox="1131 515 2083 659">第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p data-bbox="1160 667 2083 810">（1） 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1160 818 1355 850">（2）・（3） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。